

(様式2)

公共事業事前評価調書

事業概要	事業名	【こ青-1】丸山台公共施設整備事業 (地域ケアプラザ・コミュニティハウスの整備、南部児童相談所及び一時保護所の移転・再整備)
	場所 (所在地)	横浜市港南区丸山台一丁目9番10号 【位置図】 ※青色囲み部分：丸山台地区  【案内図】 ※青色囲み部分：丸山台地区 

事業目的	<p>令和3年度以降に移転予定の港南土木事務所敷地を活用し、地域ケアプラザ、コミュニティハウス及び南部児童相談所を合築により整備します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該地区に未設置である地域ケアプラザ及びコミュニティハウスを整備します。 2 南部児童相談所（磯子区）は、設置後数十年を経過していることで老朽化・狭あい化が顕著であり、エレベーターが無くバリアフリー化に対応していない状況です。また、別施設として設置されている一時保護所（金沢区）を南部児童相談所と一体化することで業務運営の効率化を図れるため、南部児童相談所・一時保護所を移転・再整備します。 <p>※【参考】別紙1 参照</p>								
事業内容	<p>計画施設概要</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 敷地面積：約 3,300 m² (2) 規模（延床面積）：約 4,700 m² <ol style="list-style-type: none"> ア 地域ケアプラザ・コミュニティハウス（約 700 m²） イ 児童相談所・一時保護所（約 4,000 m²） <p>※今後変更する可能性があります。</p> (3) 設備 ※【参考】別紙2 参照 <ol style="list-style-type: none"> ア 地域ケアプラザ <p>誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供するための施設</p> <p>コミュニティハウス</p> <p>こどもから高齢者まで、地域住民の交流やボランティア活動等、地域活動のもっとも身近な拠点</p> イ 南部児童相談所・一時保護所 <p>児童福祉法に基づいて設置され、18歳未満のこどもに関する様々な相談に応じる児童福祉の行政機関。また、親の病気や児童虐待など様々な事情で、家庭で養育できないこどもを一時的に保護する施設。</p> 								
事業スケジュール（予定）	<table border="0"> <tr> <td>令和2年度</td> <td>基本設計</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>実施設計</td> </tr> <tr> <td>令和4～5年度</td> <td>建設・竣工</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>供用開始</td> </tr> </table>	令和2年度	基本設計	令和3年度	実施設計	令和4～5年度	建設・竣工	令和6年度	供用開始
令和2年度	基本設計								
令和3年度	実施設計								
令和4～5年度	建設・竣工								
令和6年度	供用開始								

総事業費	約 22 億円																												
	【事業費内訳】 (百万円)																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額(税込)</th> <th colspan="2">内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">設計費</td> <td rowspan="3">93 百万円</td> <td>基本設計</td> <td>30 百万円</td> </tr> <tr> <td>実施設計</td> <td>40 百万円</td> </tr> <tr> <td>工事監理費</td> <td>23 百万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">工事費</td> <td rowspan="3">2,046 百万円</td> <td>建築工事費</td> <td>1,250 百万円</td> </tr> <tr> <td>設備工事費</td> <td>466 百万円</td> </tr> <tr> <td>仮設費・管理費等</td> <td>330 百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>66 百万円</td> <td colspan="2">調査費・初年度調弁費</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,205 百万円</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額(税込)	内訳		設計費	93 百万円	基本設計	30 百万円	実施設計	40 百万円	工事監理費	23 百万円	工事費	2,046 百万円	建築工事費	1,250 百万円	設備工事費	466 百万円	仮設費・管理費等	330 百万円	その他	66 百万円	調査費・初年度調弁費		合計	2,205 百万円		
	項目	金額(税込)	内訳																										
	設計費	93 百万円	基本設計	30 百万円																									
			実施設計	40 百万円																									
			工事監理費	23 百万円																									
工事費	2,046 百万円	建築工事費	1,250 百万円																										
		設備工事費	466 百万円																										
		仮設費・管理費等	330 百万円																										
その他	66 百万円	調査費・初年度調弁費																											
合計	2,205 百万円																												
※今後の検討状況により、変更になる場合があります。																													
事業の 必要性	1 必要性																												
	(1) 地域ケアプラザ																												
	<p>地域密着の福祉拠点である地域ケアプラザは横浜市全体で整備計画を 146 か所で進めており、現在 139 か所が開所しています。港南区では、10 か所の整備予定地区のうち当該地区(丸山台地区圏域)が唯一の未整備地区であるため、整備が必要です。</p>																												
	(2) コミュニティハウス																												
<p>コミュニティハウスはこどもから高齢者まで、地域住民の交流やボランティア活動等、地域活動のもっとも身近な拠点とすることを目的とした施設であり、整備計画は計画当初の中学校区程度に1館を基本としています。港南区では、10 地区のうち7地区についてコミュニティハウスを整備済ですが、当該地区(丸山台地区圏域)は未整備地区であるため、整備が必要です。</p>																													
(3) 南部児童相談所・一時保護所																													
<p>現南部児童相談所(昭和49年建築)は、施設の老朽化・狭あい化が市内4児童相談所の中で顕著であり、エレベーターが未設置であるだけでなく、相談・支援のための専用室が不足し、相談者への対応に支障となっています。また、児童相談所本体と一時保護所を一体的に整備することで業務運営の効率が図れるとともに、児童とのきめ細かな対応が可能となります。</p> <p>なお、現在の所在では、建ぺい率・容積率の関係上、児童相談所と一時保護所を一体的に整備できないことから、別の場所への移転・再整備が必要です。</p>																													

	<p>2 上位計画における位置付け ※【参考】別紙3 参照 【横浜市中期4か年計画2018～2021】</p> <p>(1) 政策14：参加と協働による地域福祉保健の推進 主な施策（事業）1：地域福祉保健推進のための基盤づくり 地域の状況や地域福祉保健計画地区別計画の方向性に合わせて、身近な地域の支え合いが一層充実するよう、社会福祉協議会、地域ケアプラザ等と連携し、地区別計画の策定・推進への支援や課題に応じたネットワークの構築を進めます。</p> <p>(2) 行政運営5：市民の視点に立った行政サービスの提供と地域との協働 取組の方向性：地区センター等市民利用施設の多目的化・複合化等を検討するとともに、コミュニティハウスの未整備地区への整備を進め、地域コミュニティの活性化を図ります。</p> <p>(3) 政策30：児童虐待・DV被害の防止と社会的養護体制の充実 主な施策（事業）2：区役所、児童相談所の機能強化 児童福祉法等の改正を踏まえ、児童虐待への迅速・的確な対応がより適切に行えるよう、区役所及び児童相談所の機能強化を図ります。</p> <p>施設の狭あい・老朽化などの課題を解消するための児童相談所・一時保護所の再整備や、専門支援の充実に取り組みます。また、支援が必要な子どもとその家庭の相談支援を行う、子ども家庭総合支援拠点機能を検討するとともに、支援策の充実を図ります。</p> <p>3 適地性</p> <p>(1) 地域ケアプラザ・コミュニティハウス 丸山台地区内の市有地や民間ビル等での検討を行いました、立地や必要面積等が確保できる適地が他になく、当該敷地での整備が妥当です。</p> <p>(2) 南部児童相談所・一時保護所 現在地での移転・再整備が、建ぺい率・容積率の関係上不可能であることから、南部児童相談所所管区域内（港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区）の市有地等について、必要面積4,000㎡程度の建物の建設が可能であることや、利用者の利便性を勘案し、駅に近い場所であることを重視し検討を行いました、他に適地がなく、当該敷地での整備が妥当です。</p>
	<p>1 地域ケアプラザ・コミュニティハウス 丸山台圏域内の住民の利便性が向上します。また、施設を利用することで異なる世代の交流の機会が増えるとともに、より身近な場所で様々な相談ができ、必要な支援につながることを期待できま</p>

<p>事業の効果 (費用便益分析等)</p>	<p>す。</p> <p>2 児童相談所・一時保護所</p> <p>(1) バリアフリー化により、相談者の利便性が向上するとともに、相談・支援のための専用室の増により、丁寧かつ速やかな対応が可能となります。</p> <p>(2) 児童相談所本体と一時保護所は密接な連携が不可欠ですが、これまで、南部児童相談所（磯子区）と一時保護所（金沢区）が離れて所在していることから、本体職員が児童と面接をする際の移動時間が必要になること、日常的な関わりが難しいこと等、効率的な業務・運営に支障が生じています。</p> <p>児童相談所と一時保護所を一体で整備することで、業務運営の効率化等につながります。</p> <p>【専用室の必要数設定】</p> <table border="1" data-bbox="528 842 1385 1003"> <thead> <tr> <th></th> <th>現在数</th> <th>将来必要数</th> <th>将来不足数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談室</td> <td>4室</td> <td>8室（※）</td> <td>▲4室</td> </tr> <tr> <td>判定室</td> <td>4室</td> <td>8室（※）</td> <td>▲4室</td> </tr> </tbody> </table> <p>※専用室…相談室・判定室</p> <p>南部児童相談所における平成 28 年度の児童虐待対応件数は 871 件で、平成 30 年度の実績は 1,669 件のため、平成 28 年度の約 2 倍になります。また、児童相談所における相談件数が最も多い「障害のある児童の親からの相談」については、26 年度は 1,536 件でしたが、30 年度は 2,021 件と増えています。</p> <p>年々増加する相談ニーズに対応するために、専用室を 16 室に増設します。</p> <p>なお、専用室 16 室（※）の内訳については、各室の必要数を調整しながら整備していきます。</p>		現在数	将来必要数	将来不足数	相談室	4室	8室（※）	▲4室	判定室	4室	8室（※）	▲4室
	現在数	将来必要数	将来不足数										
相談室	4室	8室（※）	▲4室										
判定室	4室	8室（※）	▲4室										
<p>環境への配慮</p>	<p>1 横浜市の公共建築物における環境配慮基準に基づく整備の実施 低炭素社会に対応した環境への配慮や省エネルギー対策などの環境への負荷低減策(BELS、CASBEE横浜の認証)を実施します。</p> <p>2 木材の利用の促進 本市の公共建築物における木材利用の促進に関する方針を踏まえ、内部空間の木質化を進めます。</p>												
<p>地域の状況等</p>	<p>事業の実施にあたっては、地域の方々への説明を行い、御意見をいただきながら進めてまいります。</p> <p>【第1回 地元説明会 令和元年 11 月 17 日(日)実施】</p>												
<p>事業手法</p>	<p>公共発注方式を予定しています。</p>												

添付資料	<p>有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙1 市内児童相談所・一時保護所概要 ・別紙2 所要室一覧 ・横浜市中期4か年計画2018～2021（抜粋）
担当部署	<p>こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課（Tel 671-2375）</p>

【横浜市内児童相談所・一時保護所概要】

	南部	中央	西部 ※	北部
所管区	港南、磯子、金沢戸塚、栄	鶴見、神奈川西、中、南	保土ヶ谷、旭泉、瀬谷	港北、緑青葉、都筑
児童人口 (H31.1.1現在)	143,886人	132,800人	104,642人	170,640人
所在区	[児相] 磯子区 [保護所] 金沢区	南区	保土ヶ谷区	[児相] 都筑区 [保護所] 緑区
建築年	[児相] 昭和49年 [保護所] 平成19年 [児] (45年) [保] (12年)	平成19年 (12年)	昭和60年 (34年)	[児相] 平成7年 [保護所] 平成25年 [児] (24年) [保] (7年)
敷地面積	[児相] 1,640㎡ [保護所] 1,034㎡	1,967㎡	2,607㎡	[児相] 18,896㎡ [保護所] 1,291㎡
延床面積	[児相] 961㎡ [保護所] 1,501㎡	3,928㎡	7,129㎡	[児相] 1,640㎡ [保護所] 1,073㎡
建ぺい/容積	[児相] 40%/60% (第1種低層住居地域) [保護所] 60%/200% (工業地域)	80%/500% (近隣商業地域)	80%/300% (近隣商業地域)	[児相] 40%/80% (商業地域) [保護所] 60%/200% (第1種低層住居地域)
○児童相談所				
相談室	4室	6室	9室	9室
判定室	4室	5室	8室	6室
通所指導室	有	無(保護所内に)	有	有
エレベーター	無	有	有	有
○一時保護所				
個室	4室	10室	30室	4室
静養室	3室	1室	8室	5室
面接室	有	無(保護所外に)	有	有
心理室	有	無(保護所外に)	有	有
風呂	3か所	5か所	7か所	3か所
エレベーター	無	保護所内無	保護所内無	有

※再整備後

※改修後

【所要室一覧】

室名		面積(m ²)/室	室数	備考	
地域ケアプラザ・ コミュニティハウス	地域交流機能	多目的室1 (収納庫含む)	150	1	ボランティア活動など施設が主催する活動、その他福祉・保健活動を行う
		多目的室2 (収納庫含む)	105	1	学習・集会機能として、研修活動、会議、イベント等を行う
		調理室	30	1	ボランティア活動として、高齢者給食会等(1回に50食分程度を想定)の調理を行う 多目的室1と一体として利用ができるようにする
		地域ニーズ機能室	70	1	地域の特性や特徴的な活動等、それぞれの地域ニーズに沿った用途にする 例:和室、工芸室、図書貸出、キッズコーナー等
	相談機能	相談室1・2	計25	2	プライバシーの確保が必要となる相談を行う
		地域ケアルーム	30	1	スタッフ等が打ち合わせなど会議を行う
	共用部分	事務室(倉庫、更衣室、給湯室を含む)	100	1	施設の運営管理、相談支援等の受付窓口
		情報ラウンジ、ロビー	35	1	ボランティア活動等の情報提供、地域の交流や情報交換の場としての活用を図る
		授乳室	10	1	—
		エントランス、トイレ、廊下	適宜		男子トイレ(大2小2)、女子トイレ(大4)、多目的トイレ(大1、介護用折り畳みシート、オストメイト)
	小計		約685 m ²		
	児童相談所部門	執務室	約450	1	所長室(約15 m ²)、更衣室(約16 m ² ×2室)、休憩室(約20 m ² ×2室)、給湯室(約5 m ²)を含む
		相談室	約15	8	来所相談を行う 2室を1ユニットとし、2方向の出口を確保するため、ユニット内の行き来を可能とする 執務室に可能な限り近接して配置
		判定室	約15	8	児童の心理判定を行う 執務室フロアにも数室配置し、それ以外は執務室フロアの上階もしくは下階に集中して配置
会議室1		約50	1	児童の援助方針の決定を行う 職員以外が出入りにくい場所を想定	
会議室2		約85	1	関係機関等が集まって会議を行う	
プレイルーム		約35	3	心理治療・行動観察用の専用室 2室の間には両室内をマジックミラー等で確認できるプレイルーム準備室を設置	
プレイルーム準備室		約20	2		
通所指導室		約80	1	子どもに遊びをさせながら福祉司が様子を見たり聞いたりする、親と面接している間子どもを遊ばせておく	
医務室		約30	1	—	
ファイル庫		約45	2	可能な限り執務室に近接して配置	
エントランス(出入口)、待合スペース、トイレ、倉庫、機械室、DPS、EV、廊下等		適宜		エントランス(出入口)は、地域ケアプラザ、コミュニティハウスと別に配置する	
小計		約1,800 m ²			

一時保護所部門	幼児居室	約 36	2	おおむね 2～6 歳 男児用、女児用各 1 室 男児 8 人、女児 8 人を想定
	男児・女児居室（個室）	約 10	22	おおむね 6～18 歳 男児用、女児用各 11 室の個室を設置 男児と女児の居室は別のブロックに配置
	男児・女児居室（2 人）	約 15	4	おおむね小学校低学年 男児用、女児用各 2 室 男児と女児の居室は別のブロックに配置
	静養室	約 10	6	感染症や体調不良の児童のための居室 幼児用、男児用、女児用各 2 室程度
	浴室、脱衣室、洗面所	適宜	3	幼児用、男児用、女児用を設置
	保育室兼遊戯室（幼児用）	約 50	1	幼児用の遊戯室 居室に近接して配置
	遊戯室（器具庫を含む）	約 125	1	幼児を除く児童の遊戯室 居室に近接して配置
	男子ホール、女子ホール	約 50	2	幼児を除く児童 居室や職員室に隣接し、見通しが良い位置に配置
	学習室	約 30	3	学習を行う室
	学習準備室	約 5	1	学習室に近接して配置
	教材用倉庫	約 5	1	教材を保管する室
	面接室	約 10	3	職員が児童へ面接等を行う室
	職員室	約 50	3	幼児担当用、男児担当用、女児担当用 職員が 24 時間体制で居室等を見守れる位置に配置 居室の配置によってはそれぞれの職員室が一体化されてもよい
	食堂	約 130	1	厨房、食品庫、前室、調理員事務室等を含む
	医務室	約 10	1	—
	洗濯室、リネン室	適宜	3	幼児用、男児用、女児用を設置
	会議室	約 20	1	職員が会議等を行う
	職員休憩室	約 25	1	—
	職員更衣室	約 15	2	男性用、女性用各 1 室
	仮眠室	約 10	3	職員が仮眠をとる
	当直室	約 10	1	警備員が常駐する
トイレ、倉庫、防災備蓄庫、機械室、DPS、EV、廊下等	適宜		多目的トイレ（大 1、おむつ替えシート、オストメイト）2 室を含む	
小計			約 2,165 m ²	
合計			約 4,650 m ²	
屋外	地域ケアプラザ・コミュニティハウス駐車場、駐輪場	適宜		駐車場 5 台（うち 1 台は車いす使用者用）、駐輪場 10 台
	児童相談所駐車場	適宜		駐車場 10 台、駐輪場 5 台 地域ケアプラザ・コミュニティハウスと別に配置する
	園庭	約 300	1	一時保護所児童用

※今後の検討により変更になる場合があります。

政策 14

参加と協働による地域福祉保健の推進

IV

39の
政策

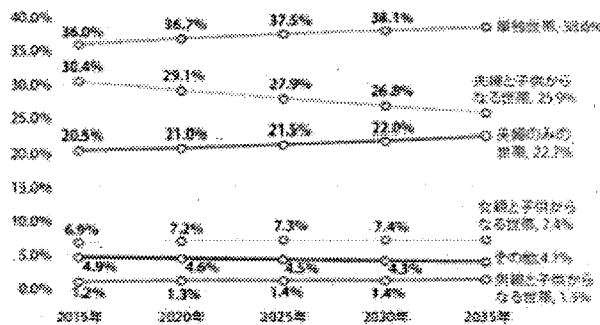
● 政策の目標・方向性

- 身近な地域の支え合いが一層充実するよう、地域住民、事業者、関係機関と協働して取り組む地域福祉保健計画を引き続き推進し、**地域福祉保健活動の基盤づくりを進めます。**
- 地域住民や様々な団体と地域課題を共有し、協働により課題解決に取り組む支え合いの地域づくりを進めることにより、制度の狭間にある人を含めた**社会的孤立の防止を図ります。**
- 市民一人ひとりが自分の強みを発揮しながら地域福祉保健活動に関われるよう、コーディネート機能を充実させるとともに、**地域の中で人と人とがつながることができる場づくりを進めます。**
- 社会福祉法人や企業等、**地域の社会資源と地域住民や組織の連携及び協働を支援します。**

● 現状と課題

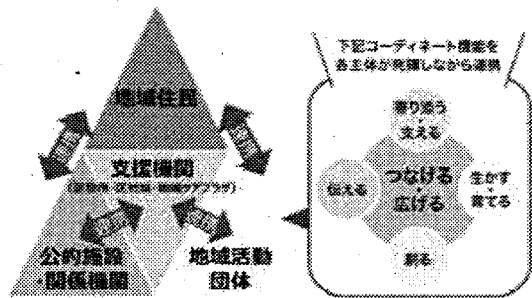
- 身近な福祉・保健の拠点として様々な取組を行う**地域ケアプラザを137か所**運営しています。
- 平成28年12月からいわゆる「ごみ屋敷」への必要な対応を盛り込んだ「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生防止を図るための支援及び措置に関する条例（平成28年9月制定）」を施行し、各区に対策連絡会議を設置するなど、**組織的に取り組む体制を整備しました。**
- 少子高齢化や世帯の小規模化が進む中で、**支える側と支えられる側の区別なく、地域の人々や様々な団体が参加し、連携して地域づくりを進めていくことが求められています。**
- 地域には**社会的孤立や生活困窮等、潜在化している課題が多く、つながりが希薄化している中で、これらの課題を早期に発見し、対応する体制づくりや、介護予防・子育て支援など多世代が気軽に交流できる居場所づくり、また、高齢化や福祉課題の多様化の中で、より身近な場所で様々な相談を受け、適切な支援につなぐことが必要です。**
- 認知症高齢者や障害者等、判断に支援を要する方を、福祉・司法など各分野の専門家や機関と地域が共に支える**権利擁護の推進や、消費者被害の未然防止などの消費者行政の推進が必要**です。

◎横浜市の家族類型別世帯数の割合



資料① 政策局「横浜市将来人口推計」(平成29年度)

◎様々な主体による連携した地域づくり体制 (イメージ)



資料② 健康福祉局

港南ひまわりプラン (第3期地域福祉保健計画) の推進 (港南区)

港南区では、地域福祉保健計画に「港南ひまわりプラン」と愛称をつけ、区民の皆さん、活動団体、行政等が協力して、地域の中でお互いに支えあえる関係の充実を目指し、取組を進めています。

各地区では、あいさつ運動や多世代交流、高齢者の買い物支援、災害時要援護者への支援など、様々な取組が進められています。また、区内9つの地域ケアプラザでは、高齢者の身元確認などにつながる「ひまわりホルダー」を平成28年10月から実施するなど、見守り・支えあいの取組が広がっています。

◎ 指標

指標	直近の現状値	目標値 (33年度末)	所管
1 地域ケアプラザ等による地域福祉団体・機関とのネットワーク数	682件 (29年度)	800件	健康福祉局
2 近隣に影響があるいわゆる「こみ屋敷」の解消件数	73件 (累計) (29年度)	200件 (4か年)	健康福祉局 資源循環局

◎ 主な施策 (事業)

1	地域福祉保障推進のための基盤づくり	所管	健康福祉局、区
<p>地域の状況や地域福祉保健計画地区別計画の方向性に合わせて、身近な地域の支え合いが一層充実するよう、社会福祉協議会、地域ケアプラザ等と連携し、地区別計画の策定・推進への支援や課題に応じたネットワークの構築を進めます。</p>			
想定事業量	①地域福祉保健計画の地区別計画推進組織設置地区数 254地区 (累計) ②地域ケアプラザ 設営6か所・運営143か所 (累計) 【直近の現状値】29年度: ①237地区 (累計) ②運営137か所 (累計)	計画上の見込額	125億円
※ p97の政策33の主な施策 (事業) 1の想定事業量等と同じ			
2	身近な地域で支えあえる仕組みづくり	所管	健康福祉局、区
<p>様々な生活課題を抱え、支援が必要な人を早期に把握する取組の充実と、地域住民や様々な団体との協働により的確な支援につなげる仕組みづくりを進めます。</p>			
想定事業量	「ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業」*におけるひとり暮らし高齢者等の把握数 167,734人 【直近の現状値】29年度: 133,136人	計画上の見込額	1億円
※ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業: 任意で75歳以上のひとり暮らし高齢者等について、本市が保有する個人情報と民生委員及び地域民生支援センターへ提供し、地域における見守り活動等へつなげる事業			
3	地域住民及び関係機関と連携したいわゆる「こみ屋敷」対策	所管	健康福祉局、環境循環局、区
<p>いわゆる「こみ屋敷」の背景には、地域社会における孤立等の生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、地域住民及び関係機関と連携しながら、当事者に寄り添い福祉的な支援により解消や発生の防止を図ります。</p>			
想定事業量	排出支援回数 120回 (4か年) 【直近の現状値】29年度: 46回 (累計)	計画上の見込額	1億円
4	【新規】身近な場所での拠点づくり	所管	健康福祉局、市民局、こども青少年局、環境局、都市計画部、区
<p>地域につながり、地域で支え合う活動の基盤となるサロン等、身近な生活圏域での居場所づくりを進めるため、既存の制度や枠組をいかした支援や、柔軟な発想により、地域の取組を支援します。</p>			
想定事業量	①住民主体による地域の活動把握数のうち交流・居場所の数 7,470件/年 ②子どもの居場所づくりへの支援により立ち上がった地域の取組数 60件 (4か年)* 【直近の現状値】29年度: ①6,723件/年 ②8件/年 (モデル2区)	計画上の見込額	42億円
※ p89の政策29の主な施策 (事業) 4の想定事業量等と同じ			
5	権利擁護の推進	所管	保健福祉局
<p>高齢者や障害者が住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができるよう、福祉・保健・医療・司法等の専門家・機関や地域が連携し、身近な地域で本人に寄り添いながら成年後見制度等の権利擁護を推進します。</p>			
想定事業量	区社協あんしんセンター 権利擁護事業利用者数 1,250人 【直近の現状値】29年度: 1,028人	計画上の見込額	11億円
6	消費者の安全確保のための地域や事業者との連携ネットワークの構築	所管	経済局
<p>横浜消費生活総合センターと地域ケアプラザ等との連携会議を継続的に開催し、地域や民間事業者等との協働ネットワークを構築することで、高齢者を消費者被害から守ります。</p>			
想定事業量	消費者被害未然防止のための「消費者お助けカード」の配布枚数 550,000枚 (累計) 【直近の現状値】29年度: 293,300枚 (累計)	計画上の見込額	0.2億円

市民の視点に立った行政サービスの提供と 地域との協働

V

行財政運営

◆ 目標

- 誰もが安心して住み続けられる地域社会を実現するために、市民の視点に立った行政サービスを正確かつ親切・丁寧に提供します。
- 「協働による地域づくり」を進めるため、持続可能な地域コミュニティの実現に向けて、区局がより一層連携して地域との協働を推進するよう、職員のコーディネート力の強化を図ります。
- 新たな大都市制度「特別自治市」の実現を見据え、行政サービスをより効率的・効果的に提供するために、市民生活に直結する分野を中心に県から市への事務・権限の移譲を目指します。

◆ 現状と課題

- 地域課題の多様化・複雑化が進む中、持続可能な地域コミュニティの実現に向け、コーディネート型行政を進め、区局一体となって地域との協働による課題解決を進める必要があります。
- 「横浜市区役所事務分掌条例（平成28年2月制定）」を踏まえ、「地域の総合行政機関」、「地域協働の総合支援拠点」等の区の役割を、より一層発揮していく必要があります。
- 公共施設について修繕・改修を含めた長寿命化や施設の再編整備を検討し、地区センターなどの市民利用施設については、多様な利用ニーズへの対応やさらなる運営効率化を図るとともに、地域のつながりづくりに積極的に取り組む等、機能強化が求められています。
- 窓口サービスの満足度は高い水準となっていますが、引き続き、一人ひとりに寄り添うサービスが求められています。
- 特別自治市の実現までの間も、二重行政の解消に向けて、市民生活に直結する分野を中心に県から市への事務・権限の移譲を進めることが重要です。

◆ 取組の方向

- 市民からの協働の提案を事業化につなげられるよう、「市民協働・共創スペース」を新市庁舎に設置するとともに、庁内の連携がより一層進むよう体制づくりを進めます。
- 区役所の機能強化をより一層進めることにより、地域主体の活動、行政と地域との協働、区局の連携など様々な手法を活用した地域課題の解決に取り組んでいきます。
- 地区センター等市民利用施設の多目的化・複合化等を検討するとともに、コミュニティハウスの未整備地区への整備を進め、地域コミュニティの活性化を図ります。
- 正確かつ親切・丁寧な「おもてなしの行政サービス」のさらなる充実に取り組んでいきます。
- 県からパスポート発給事務の移譲を受け、本市がパスポートセンターを設置することで市民の皆様の利便性を高めます。引き続き、市民生活に直結する分野を中心に県から市への事務・権限の移譲に向けた協議を進めます。

● 指標

	指標	直近の現状値 (29年度)	目標値 (33年度末)	所管
1	「市民協働・共創スペース」の新市庁舎への設置	検討	設置及び運営	市民局
2	学校とコミュニティハウスの機能の複合化	検討	整備着手 (2か所)	教育委員会事務局、市民局
3	市パスポートセンターの設置	—	平成31年秋頃	国際局

● 主な取組

1	協働を進める庁内の環境づくり	所管	市民局、全区局
<p>地域と連携して課題解決を進めるためのコーディネートのポイントを学ぶ研修等を実施します。また、地域課題の解決を進めるため、新市庁舎への「市民協働・共創スペース」の設置に合わせ、市民からの協働事業の提案を受け止め、コーディネートし、区局及び局間が連携する庁内の推進体制を整えます。</p>			
直近の現状値	29年度：庁内体制の検討		
2	行政サービスとコーディネート力を高める区役所の機能強化	所管	市民局、全区局
<p>より質の高い行政サービスを提供し、地域課題を解決するコーディネート力を高めるため、区役所の業務の効率化を図るとともに、地区担当制を中心とした地域支援の取組を進めていきます。また、区役所が地域課題を的確にとらえ、解決していけるよう、「区提案反映制度」も活用しながら、区と局の連携を最大限発揮していくとともに、区の執行体制や個性ある区づくり推進費など予算に関する庁内検討を進めていきます。</p>			
直近の現状値	28年度：「横浜市区役所事務分掌条例」施行、「区提案反映制度」の創設		
3	地域コミュニティ活性化のための市民利用施設の機能強化	所管	全区、市民局
<p>学校の建替え等を契機に、市民利用施設の再編整備を検討し、多様な利用ニーズへの対応や効率的な管理運営を進めます。また、地域コミュニティを活性化させるため、人材の育成、確保など市民利用施設の機能強化を図ります。</p>			
直近の現状値	29年度：先進的な取組を実施している施設の事例把握		
4	市民のニーズに応じた窓口サービスの提供	所管	市民局、全区
<p>窓口サービス向上の取組を引き続き実施し、正確で親切・丁寧な、市民にとって分かりやすい窓口サービスを提供します。また、コンビニ交付の普及を図るとともに、マイナンバー制度の情報連携による証明発行数の動向等を踏まえ、証明発行拠点の員直しなど窓口サービスのあり方について検討します。</p>			
直近の現状値	29年度：窓口サービス満足度調査など、窓口サービス向上の取組の実施		
5	市パスポートセンターの設置	所管	国際局
<p>市民の利便性向上のため、県から市へのパスポート発給事務の移譲を進め、合わせてセンター南駅構内及び産業貿易センターに市のパスポートセンターを設置します。</p>			
直近の現状値	—		

児童虐待・DV被害の防止と社会的養護体制の充実

IV
38
の
政
策

◆ 政策の目標・方向性

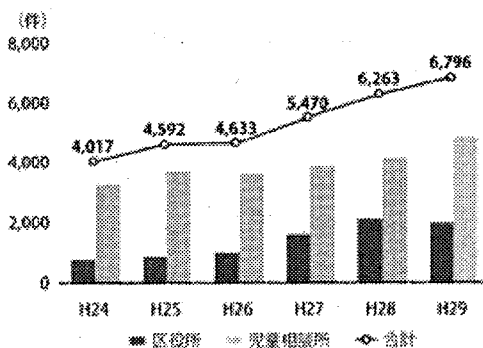
- 子どもの命と権利を守るため、虐待死の根絶を目指し、児童虐待の発生防止に向けた取組を一層強化します。併せて、迅速・的確な対応に向けた児童相談所等の機能強化や職員専門性の向上、地域や関係機関との連携を進め、児童虐待対策を総合的に推進します。
- 様々な理由により家庭で暮らすことのできない児童が、里親などの家庭的な環境で生活できるよう、社会的養護体制の充実に取り組みます。
- 重大な人権侵害であるDVの防止に向け、広報啓発等を行うとともに、被害者の相談から保護、自立までの切れ目のない支援に取り組みます。

◆ 現状と課題

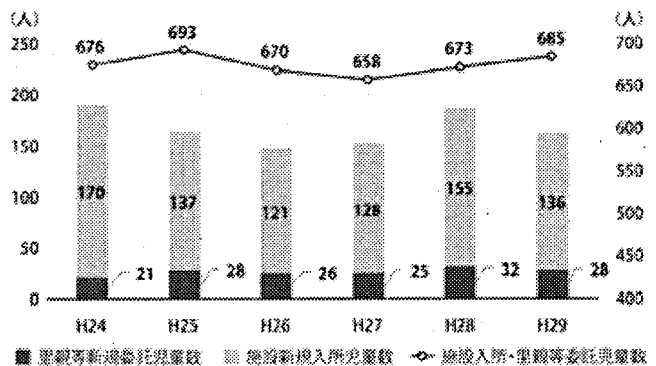
- 「横浜市子供を虐待から守る条例」を平成26年6月に制定し、総合的な児童虐待対策を推進するとともに、区役所における虐待対応調整チームの設置や児童相談所と区役所の連携強化、関係機関との相互の連携による地域ネットワークづくりなど機能強化に取り組んできました。
- 家庭での養育が困難な児童の増加に対応するため、新たな児童養護施設「横浜中里学園」を整備し、平成29年4月に開所しました。
- 児童虐待相談対応件数[※]が増加しており、児童虐待防止に向けた取組のさらなる強化や発生時の迅速・的確な対応の重要性が高まっています。
- 平成28年の児童福祉法等の改正により、児童虐待対策等における地方公共団体の役割・責務が明確化され、市民に身近な区役所における相談・支援の強化を図る、子ども家庭総合支援拠点機能の検討が求められています。
- 家庭的養育環境の充実に向けて、子どもを受け入れる里親の確保や受入れ後の里親支援、施設の専門性等の強化が必要です。
- DVや性暴力等の被害は年々増加傾向にあり、DV等の防止に向けた広報・啓発とともに、相談体制の充実や専門的な相談・支援、関係機関等との連携による、DV被害を受けた方の自立に向けた支援の充実が必要です。

※ 児童虐待相談対応件数：区役所と児童相談所が児童虐待（疑いを含む）に係る通告・相談に対し、調査等の対応をした件数

① 児童虐待相談対応件数の推移



② 施設・里親等への委託状況



資料①②：こども青少年局

●指標

	指標	直近の現状値	目標値(33年度末)	所管
1	虐待死の根絶	1人/年(29年度)	0人/年	こども青少年局
2	里親等 [※] への新規委託児童数	28人/年(29年度)	125人(4か年)	こども青少年局

※ 里親及びファミリーホーム

●主な施策(事業)

1	児童虐待防止に向けた取組	所管	こども青少年局、 教育委員会事務局、区	
<p>学校や保育所、医療機関や民生委員・児童委員等地域の関係機関との連携の促進を図り、子どもを守る地域ネットワークを活用した要保護児童等の在宅支援を充実させます。さらに、支援を行う職員の人材育成、児童虐待防止に関する広報・啓発等を実施します。</p>				
想定 事業量	①個別ケース検討会議の開催回数 1,700回/年 ②区役所・児童相談所における児童虐待相談対応件数 7,600件/年 ③人材育成に関する取組(法定研修修了者の人数) 206人(累計) 【直近の現状値】29年度:①1,629回/年 ②6,796件/年 ③50人(累計)	計画上の 見込額	23億円	
2	【新規】区役所、児童相談所の機能強化	所管	こども青少年局、区	
<p>児童福祉法等の改正を踏まえ、児童虐待への迅速・的確な対応がより適切に行えるよう、区役所及び児童相談所の機能強化を図ります。</p> <p>施設の小あひ・老朽化などの課題を解消するための児童相談所・一時保護所の再整備や、専門的支援の充実に取り組みます。また、支援が必要な子どもとその家庭の相談支援を行う、子ども家庭総合支援拠点機能を検討するとともに、支援策の充実を図ります。</p>				
想定 事業量	①児童相談所の再整備等 ②子ども家庭総合支援拠点機能の検討 【直近の現状値】29年度:①検討 ②-	計画上の 見込額	35億円	
3	一貫した社会的養護体制の充実	所管	こども青少年局、区	
<p>子育てにおいて支援が必要な家庭に対し、地域で安定した生活ができるよう、相談支援や短期預かり等を一体的に行う「横浜型児童家庭支援センター」や、区福祉保健センター、児童相談所が連携して取り組みます。また、社会的養護を必要とする児童が、より家庭的な環境で暮らすことができるよう、里親家庭や施設等の養育環境の充実及び支援体制の強化を進めます。</p>				
想定 事業量	①横浜型児童家庭支援センターの設置 全区(31年度) ②里親の制度説明会の実施回数 24回(4か年) 【直近の現状値】29年度:①11か所(累計) ②6回/年	計画上の 見込額	24億円	
4	DVの防止、DV被害者の自立に向けた支援	所管	こども青少年局、政策局、区	
<p>「横浜市DV相談支援センター」や関係機関との連携によるDV被害者支援、外国籍の女性・子どもへの対応、加害者対応に取り組みます。また、相談窓口を周知するとともに、若い世代も含め、人権侵害であるDVへの正しい理解を促進するための広報・啓発活動等を推進します。</p> <p>DVからの緊急避難が必要な女性を保護する緊急一時保護(シェルター)等の受入体制の確保、母子生活支援施設等、関係機関との連携による自立支援を図ります。また、地域で生活している被害者を総合的に支援します。</p>				
想定 事業量	DVに関する相談件数 5,300件/年 【直近の現状値】29年度:5,096件/年	計画上の 見込額	9億円	